

教生学第373号

平成30年7月30日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

平成30年7月豪雨により被災した児童生徒に対する夏季休業期間中の心の
ケアについて（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別添写しのとおり送付が
ありましたので、通知します。

つきましては、別添写しを参考に児童生徒の心のケアに努めるようお願いします。

（生徒指導・学校安全グループ）

写

事 務 連 絡

平成30年7月20日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局大学振興課
文部科学省高等教育局私学部私学助成課

平成30年7月豪雨により被災した児童生徒に対する 夏季休業期間中の心のケアについて

各学校が夏季休業期間に入るに当たり、平成30年7月豪雨に被災した児童生徒の心のケアについては、下記の点に御留意いただきますよう、お願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人担当課にあつては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市区町村担当課にあつては認可した学校に対し、本件について御周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 被災した児童生徒に対しては、夏季休業期間中においても、全校（学年）登校日等の機会をとらえ、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に児童生徒の様子を確認するほか、養護教諭やスクールカウンセラーを活用するなどした心のケアに努めること。
- 2 被災した児童生徒の心のケアに当たっては、「学校における子供の心のケア」（平成26年3月文部科学省）等を参照しつつ、災害発生時における子供のストレス症状の特徴を踏まえた上で、子供が示す心身のサインを見逃さないようにすることが重要である。必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取りながら、校長、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が組織的に対応する必要があること。
- 3 特に、災害発生時に発症する疾患としては、急性ストレス障害（ASD：Acute Stress

Disorder) や心的外傷後ストレス障害 (PTSD: Posttraumatic Stress Disorder) が代表的であるが、災害の直後には発症せず、しばらく経ってから発症する可能性があることを念頭に置き、夏季休業期間中も継続的に心のケアを行うことが重要であること。

4 各学校設置者においては、所管の学校の状況を適時適切に把握し、必要な指導助言を行うとともに、職員・専門家の派遣等の組織的・積極的な支援を行うことが重要であること。その際、教職員の心身の健康管理にも十分に留意すること。

5 所管の公立学校へのスクールカウンセラー等の緊急派遣に伴う費用については、スクールカウンセラー等活用事業による補助金の追加交付を予算の範囲内で優先して行う予定であるので、必要な場合は下記連絡先まで相談されたいこと。

なお、私立学校及び国立附属学校については、私立高等学校等経常費助成費補助金や国立大学法人運営費交付金等も活用し、スクールカウンセラーの活用等について必要な支援を行うことが望まれること。

6 「被災地へのスクールカウンセラーの派遣及び情報提供に関する協力依頼について」(平成 30 年 7 月 18 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)において周知したとおり、被災地におけるスクールカウンセラーの人材不足に関しては、文部科学省から一般社団法人日本臨床心理士会及び全国の教育委員会に対して、被災地への派遣等に関する協力依頼を行ったところである。具体の派遣調整にあたり不明な点等がある場合は下記連絡先まで相談されたいこと。

(参考資料)

- ・「学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—」(平成 26 年 3 月文部科学省) http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm
- ・「被災地へのスクールカウンセラーの派遣及び情報提供に関する協力依頼について」(平成 30 年 7 月 18 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡) (別添)

【本件連絡先】

(全体及びスクールカウンセラー等活用事業について)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導第二係

Tel 03-5253-4111 (内線 3289) Fax 03-6734-3735

e-mail s-sidou2@mext.go.jp

舩金、海老澤、今井

(全体及び「学校における子供の心のケア」について)

初等中等教育局健康教育・食育課 保健指導係

Tel 03-5253-4111 (内線 2918) Fax 03-6734-3794

e-mail kenshoku@mext.go.jp

西尾

(国立附属学校について)

高等教育局大学振興課 教員養成企画室 教育大学係

Tel 03-5253-4111 (内線 2909) Fax 03-6734-3387

e-mail kyoin-v@mext.go.jp

堤、松本

(私立高等学校等経常費助成費補助金について)

高等教育局私学部私学助成課 助成第四係

Tel 03-5253-4111 (内線 2547) Fax 03-6734-3396

e-mail sigakujo@mext.go.jp

鶴原、鈴木

事務連絡
平成30年7月18日

各都道府県・指定都市教育委員会
スクールカウンセラー等活用事業 御担当者 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

被災地へのスクールカウンセラーの派遣及び情報提供に関する協力依頼について

いつもお世話になっております。

今回の「平成30年7月豪雨」に際し、被災地の児童生徒の心のケアに適切に対応するため、スクールカウンセラーの配置が喫緊の課題となっています。文部科学省では日本臨床心理士会に対して、被災地へのスクールカウンセラー派遣について協力依頼を行ったところです。

今後、全国の都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、被災地の県・指定都市教育委員会からの派遣要請があった場合には、それぞれの実情に応じ、当該都道府県の臨床心理士会と連携の上、被災地へのスクールカウンセラーの派遣や関連情報の提供について可能な限り御協力いただきますよう、何卒よろしく申し上げます。なお、派遣対象となる方の照会は日本臨床心理士会より各都道府県臨床心理士会に行う予定としております。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3289)

FAX 03-6734-3735

E-MAIL s-sidou2@mext.go.jp

舛金・海老澤・今井